

午前十時開議

○下山芳男委員長 ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

○下山芳男委員長 1 第一回区議会定例会継続本会議について、㊦提出予定案件等について。

○須藤総務部長 本日議案を配付させていただきました世田谷区監査委員選任の同意についての御説明を申し上げたいと思います。

議員選出監査委員であります藤井まな議員が三月三十一日をもって辞職するため、後任として河村みどり議員を監査委員に選任いたしたく御提案申し上げるものでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、口頭になりますけれども、本定例会への追加提案の取消しについての御報告をいたしたいと思います。三月二日、それから三月十八日の議会運営委員会におきまして御説明させていただきました世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例、世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、こちらの三件についてですけれども、改正理由となります法律の改正法案が現在公布されていないという状況になってございます。本会議最終日に御提案できない状況となってしまいました。

したがって、本定例会への追加提案を取消しさせていただきまして、改正法の公布後、専決処分をさせていただきまして、次の本会議におきまして専決処分の承認をいただきたいということで御提案をさせていただきたく考えてございます。

私からは以上となります。

○中瀬区議会事務局長 ただいま総務部長から御説明がありました監査委員選任の同意についての議案につきましては、情報共有システムに掲載してございます。本件の取扱いにつきましては、この後の進行次第の中で御説明させていただきます。

次に、議会側からでございますが、タブレット三ページの議員提出議案第一号「世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、議長を除く全議員の署名をいただいております。当初日程として、議事日程に組み込んでございますので、御承知おき願います。

次に、タブレット五ページの議員提出議案第二号「介護保険制度の持続可能性の確保を求める意見書」を御覧願います。記載のとおり、二十三名の方々から提出されました。

内容につきましては、ここに提案者がいらっしゃいますので、御説明をお願いいたします。

○**岡本のぶ子委員** 介護保険制度の持続可能性の確保を求める意見書を提出させていただいたその趣旨を申し上げます。

介護保険制度は、二〇〇〇年の介護保険法施行により、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして創設されましたが、以来二十五年間、この中で高齢化の進展に伴い介護費用総額は二〇二四年度で約十二兆円、そして介護認定者数は昨年十月末に約七百三十五万人で、六十五歳以上の約二〇％が認定を受けている状況でございます。

こうした中、現在介護保険の利用者負担は一割から三割であります。特に一割負担の対象者が全体の九一％を占めているという状況があります。二〇二七年度の改定に向けて、今、負担基準の見直しが議論されておりますが、この二割負担の対象の範囲の見直しについて、高齢者の生活に直接影響する重大な政策判断であり、慎重に検討する必要があると考えております。

ただ一方で、この制度の維持のためには、ヘルパーの方々、介護に携わる方々の人手不足等を考えますと、介護報酬の増額は今後のサービス利用に大変必要であるということと同時に、高齢者の負担増にも直結をしていくという難しい判断が迫られておりますので、今回の意見書では、生活弱者に対しての十分な配慮を求めるものとして、三点にわたってその要望をさせていただいているものでございます。

一点目が、利用料の二割負担の対象範囲の見直しに当たっては、所得だけでなく、生活実態や家計負担を十分に踏まえ慎重に判断すること。二点目が、低所得者及び医療費、介護費の合算負担の重い世帯に対する軽減措置を拡充、継続すること。三点目が、深刻な介護人材不足を踏まえ、処遇改善措置を着実に実施することでございます。

このようなことで、世田谷区議会としまして、政府に対し意見書を提出させていただきたく、多くの賛同を得られればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○**中潟区議会事務局長** 次に、タブレット七ページの議員提出議案第三号「日本政府に対して、平和国家としての責任を果たす対応を強く要請する決議」を御覧願います。記載のとおり、十九名の方々から提出されました。

内容につきましては、ここに提案者がいらっしゃいますので、御説明をお願いいたしま

す。

○**桜井純子委員** 現在世界各国で起きています戦闘状態、そして紛争というところを見ますと、今年になって起きたイランへの軍事行動というものについても看過することはできないと考えております。とりわけ八十年間戦争をしないできた日本のその責任というか、立場というものに関しては、武力ではなく、平和的外交によって紛争、そして戦争状態というのを解決するべきだと考えています。

日本政府に対しては、武力によるものではなく、しっかりと対話で平和をつくっていくその責任を、今回のことに関しても対応していくようにということで、世田谷区議会から要請を求めていくことが必要だと思ひまして決議を上げることが御提案させていただきたいと思ひます。皆様の御賛同をお願いいたします。

○**中潟区議会事務局長** これら議員提出議案三件の取扱いにつきましては、この後の進行次第の中で御説明させていただきます。

なお、本三件の議案につきましては、情報共有システムに掲載してございます。

○**下山芳男委員長** ㊟日時、㊟進行次第について、一括説明願ひます。

○**中潟区議会事務局長** レジユメを御覧願ひます。日時は本日の午後一時でございます。

続きまして、進行次第について御説明いたします。開議後、直ちに議事案件に入ります。タブレット九ページの「議事日程」及び一〇ページの「本日の会議に付する事件」を御覧願ひます。まず、日程第一から第四が一括上程されます。当初予算四件でございます。予算特別委員長の報告を受けた後、各会派の意見表明が行われます。

タブレット一ページの「賛否・意見開陳者一覧」を御覧願ひます。この予算四件に関する各会派の賛否でございますが、改革、刷新、参政党が議案第一号に反対してございます。共産が議案第二号及び第三号に反対してございます。その他の会派は議案四件全てに賛成でございます。

意見についての発言時間でございますが、一会派十分を上限に、二分三十秒に会派の構成員数を掛け、一分未満は切り上げた時間とし、壇上にて行うことが既に確認されてございます。その確認によりますと、自民、公明、立憲無、改革、共産は十分、国都民は八分、生ネは五分、虹、世田谷、刷新、国際、風、参政党、日本愛、維新、無所属は三分となりますが、このように取り扱うことでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** それではお諮りいたします。採決は挙手によって行います。

ただいまの局長説明のとおり進めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○下山芳男委員長 挙手多数と認め、さよう決定いたします。

○中潟区議会事務局長 発言の残り時間につきましては、残時間表示で周知するとともに、終了一分前にベル音を一回、終了時にベル音二回でお知らせいたします。

また、発言の順序につきましては、これまで確認されているとおりに割り振りますと、共産の川上議員、無所属の青空議員、参政党の岡川議員、維新の若林議員、刷新のおぎの議員、日本愛のオルズグル議員、改革の桃野議員、風のつるみ議員、国際の神尾議員、世田谷のひうち議員、虹の上川議員、生ネのおの議員、国都民のそのべ議員、立憲無の原田議員、公明の高橋議員、自民の阿久津議員の順となります。

この四件の予算についての採決につきましては三回に分けて行います。まず、議案第一号につきまして、電子採決で行います。次に、議案第二号及び第三号の二件につきまして一括して電子採決で行います。そして、議案第四号につきまして簡易採決でお諮りすることとなります。

本四件の議事終了後、十分程度の休憩を取ります。再開後、日程第五及び第六が一括上程されます。条例改正二件でございます。三月十八日に開催された企画総務委員会におきまして結論が出されたものでございます。企画総務委員長の報告を受けた後、表決となります。

タブレット二ページの「議案賛否一覧表」を御覧願います。この二件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがって、この企画総務委員会関連の採決につきましては、一括して簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第七及び第八が一括上程されます。条例改正二件でございます。三月十六日に開催された福祉保健委員会におきまして結論が出されたものでございます。福祉保健委員長の報告を受けた後、表決となります。

この二件についての賛否でございますが、共産が反対で、その他の会派は賛成でございます。したがって、この福祉保健委員会関連の採決につきましては、一括して電子採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第九が上程されます。条例改正一件でございます。三月十日に開催された都市整備委員会におきまして結論が出されたものでございます。都市整備委員長の報告を受けた後、表決となります。

本件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがって

て、この都市整備委員会関連の採決につきましては、簡易採決でお諮りすることとなります。

レジュメにお戻り願います。次に、日程第十、世田谷区監査委員選任の同意が上程されます。本件は人事案件でございますので、既に確認されているとおり、委員会付託を省略することとなります。

本件の進行につきまして御説明いたします。上程後、除斥の規定により、河村みどり議員が退席されます。区長による提案理由説明の後、採決となります。採決は電子採決によって行います。採決後、河村みどり議員は再出席することとなります。本件が同意された後、演壇前で新旧監査委員からそれぞれ挨拶がございます。

本件につきまして、発言の申出がある場合は、この議会運営委員会終了後、三十分以内に御通告をお願いいたします。発言通告が出された場合は、改めて議運理事会、議会運営委員会を開催し、進行につきまして御協議いただくこととなりますので、御承知おき願います。

次に、日程第十一が上程されます。冒頭で御説明いたしました議員提出議案第一号「世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例」でございます。

タブレット二ページの「議案賛否一覧表」を御覧願います。本件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。提案理由の説明及び委員会付託を省略し、表決となります。採決につきましては、簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、タブレット三ページの「追加議事日程」を御覧願います。冒頭で御説明いたしました議員提出議案第二号及び第三号でございます。本二件を追加日程第一及び第二といたしまして一括して日程に追加し、ここで順次議題とすることによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** 本二件について、ただいまの局長説明のとおり、追加日程第一及び第二を一括して日程に追加し、ここで順次議題とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○**中潟区議会事務局長** 日程の追加が行われた後、追加日程第一といたしまして、議員提出議案第二号「介護保険制度の持続可能性の確保を求める意見書」が上程されます。

上程後の流れでございますが、提案理由の説明につきましては、これまでも十分以内とし、壇上で行うこととしておりましたが、今回もそのように取り扱うことによろしいか、

お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** 提案理由説明について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○**中潟区議会事務局長** 提案理由説明の残り時間につきましては、残時間表示で周知するとともに、終了一分前にベル音を一回、終了時にベル音二回でお知らせいたします。

なお、提案理由の説明者はたい議員と伺っております。

また、意見書につきましては、従前より委員会付託を省略してまいりましたが、今回も同様の取扱いでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** ただいまの局長説明のとおり、委員会付託を省略することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○**中潟区議会事務局長** 次に、追加日程第二といたしまして、議員提出議案第三号「日本政府に対して、平和国家としての責任を果たす対応を強く要請する決議」が上程されます。提案理由の説明につきましては、先ほど御決定いただいたとおり、十分以内で壇上で行うとともに、残り時間につきましては、残時間表示とベル音でお知らせいたします。

なお、提案理由の説明者は中山議員と伺っております。

また、決議につきましては、従前より委員会付託を省略してまいりましたが、今回も同様の取扱いでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** ただいまの局長説明のとおり、委員会付託を省略することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○**中潟区議会事務局長** なお、これらの議員提出議案二件につきましては、発言の申出がある場合は、この議会運営委員会終了後三十分以内に、また、賛否につきましても同様に事務局へお申出願います。

本二件に関する進行につきましては、賛否等をお申出いただいた後に、改めて議運理事会、議会運営委員会を開催し、御協議いただくこととなりますので、御承知おき願いま

す。

次に、日程第十二、請願の処理が上程されます。タブレット一四ページの「請願処理件名表」及び一五ページの「請願の処理に対する賛否一覧」を御覧願います。一五ページの「請願の処理に対する賛否一覧」のとおり、陳情一件につきまして議会運営委員会での結論が出されました。

議事の流れてございますが、上程後、除斥の規定により羽田圭二議員が退席されます。その後、本件につきまして、委員会決定どおりでよろしいか、本会議でお諮りすることとなります。本件につきましては電子採決でお諮りすることとなります。表決終了後、羽田圭二議員の除斥は解除となり、再出席いただきます。

次に、日程第十三、請願の付託が上程されます。タブレット一六ページの「請願受理件名表」を御参照願います。三月十九日木曜日正午に締め切り、陳情二件を受理いたしました。議長の下におきまして、件名表のとおり、それぞれの所管委員会に付託が予定されてございます。

次に、日程第十四、閉会中の審査付託が上程されます。タブレット一七ページの「特定事件審査（調査）事項表」のとおり、本会議にお諮りいたします。

なお、当委員会分につきましては、後ほど御協議いただきます。

以上で予定された議事は終了いたしますが、続いて、議長より本年度をもって退職する職員及び役職定年を迎える職員に対しまして、ねぎらいの挨拶がございます。それを受けまして、職員を代表して佐々木都市整備政策部長より挨拶がございます。

以上で第一回定例会が閉会となります。終了予定時刻は、追加日程の議事進行にもよりますが、現在のところ、おおむね午後四時二十分頃と見込んでございます。

以上が本日の継続本会議の進行次第でございますが、全体を通して以上のとおり進めることでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** 本日の進行次第について、全体を通してただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○**下山芳男委員長** 2請願の継続審査について。請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・二号「世田谷区議会傍聴にもっと区民が参加しやすくなる改善を求める陳情」外六件を請願の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○下山芳男委員長 3 閉会中の特定事件審査（調査）事項について。閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

当委員会の閉会中の特定事件審査（調査）事項を

一 議会の運営について

とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○下山芳男委員長 4 次回委員会。次回委員会は、議員提出議案第二号及び第三号の進行を協議するため、後ほど臨時で開催いたします。開催時刻は事務局より連絡させますので、控室でお待ちください。

また、年間予定である四月十五日水曜日については午前十一時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○下山芳男委員長 以上で議会運営委員会を散会します。

午前十時十九分散会
